

在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料について

在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料:

(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)より抜粋)

- (1) 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料は、表皮水疱症患者であって、難治性の皮膚病変に対する特殊な処置が必要なものに対して、水疱、びらん又は潰瘍等の皮膚の状態に応じた薬剤の選択及び被覆材の選択等について療養上の指導を行った場合に、月1回に限り算定する。(月 1 回/500 点)
- (2) 特定保険医療材料以外のガーゼ等の衛生材料は当該指導管理料に含まれる。
- (3) 当該指導管理料を算定している患者に対して行う処置の費用(薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。)は別に算定できる。

【補足説明】

(1) 診療報酬改定に伴うレセプト記載要領

- ① 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定した場合は、在宅請求のその他の項に「難皮」と表示して点数を記載する。
- ② 在宅難治性皮膚疾患処置に用いる薬剤又は特定保険医療材料を支給した場合は、薬剤の項に総点数を記載し、「摘要」欄に総支給量、薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名、支給量、支給日数、特定保険医療材料の総点数、名称及びセット数等を記載する。

(2) 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定した場合、特定保険医療材料(自宅で使用する分)は、医師の判断で必要量を患者さんに支給できます。特定保険医療材料には現在のところ、「トレックス、アダプティック、デュオアクティブ、アクアセル Ag、カルトスタット、メピレックスパウダー」等が該当します。特定保険医療材料は全て保険で支給することが出来き、表皮水疱症の難病指定を受けている多くの患者さんは、医療費がほぼ無料なので、病院や患者さんの負担になることはない。

(3) 包括医療材料(通常のガーゼやメロリンガーゼ等)は、「特定保険医療材料以外のガーゼ等」に該当します。包括医療材料を患者さんに大量に支給しても指導管理料(月 1 回・500 点)に含まれますので、患者さんの希望通りに支給すれば病院側の赤字となる場合があります。先生の判断で、「見本」等の形で患者さん一定量を支給することは可能ですが、材料費は、指導管理料(月 1 回/500 点)に包括される。

【ガーゼ等取扱いの2区分】

I. 通常のガーゼと同様に、基本診療料や指導管理料の点数に包括されているもの

患者さんに自宅処置用ガーゼを支給できるが、その費用は再診料やこの管理料に含まれる。

>>> メロリン、デルマエイド、メピレックストランスファーなど

II. 特定保険医療材料として別途請求できるもの

患者さんに自宅処置用ガーゼを支給した場合、使用量に応じて別途材料代を保険請求できる。

>>> トレックス、アダプティック、デュオアクティブ、アクアセル Ag、カルトスタット、メピレックスポウダーなど

表皮水疱症患者における「在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料」算定内容			
治療用材の区分け	保険算定	主な対象用材	
I	<p>《包括医療材料》</p> <p>通常の医療ガーゼと同様、基本診療料や管理料の点数に包括される。</p>	<p>その費用は診療料と、表皮水疱症患者に対しての処置指導管理料に含まれる。</p>	<p>一般医療用ガーゼ、メロリン、デルマエイド、メピレックストランスファー 他</p> <p>※穿刺器具、包帯、テープ等、在宅治療に必要な材料が含まれます。</p>
II	<p>《特定保険医療材料》</p> <p>特殊ガーゼと称する、厚生労働省が定めている。</p>	<p>処置指導管理料を算定している表皮水疱症患者に対し、別途使用量に応じて医療保険から支給。</p> <p>これらは自宅処置用の用材として、必要な分だけ支給できる。</p>	<p>シリコンガーゼ「トレックス」</p> <p>アダプティック、デュオアクティブ、アクアセル Ag、カルトスタット、メピレックスポウダー</p> <p>メピレックスライト 他</p>

【今回の診療報酬改定に至った経緯について】

今回の診療報酬改定は、表皮水疱症友の会が中心となり、日本全国から44万人の署名を集め、表皮水疱症患者がこれまで自己負担しなければならなかった自宅で使用できるガーゼ等の包交材料費用の政府支給を陳情したことが端緒となり、厚生労働省から認可された制度です。表皮水疱症は、国の稀少難治性疾患に指定されており、認定を受けている患者には、基本的に病院での医療費は無料です。しかし、実際に患者さんの経済的負担が最も大きいのは、自宅での処置に使用するガーゼ等の包交材料費です。以前より、ヨーロッパ、アメリカ、アジア(台湾・韓国・オーストラリア・ニュージーランド)などの各国では、表皮水疱症は自宅での包交材料費も国から支給されています。しかし、日本だけは、医療保険制度の中で補助できないという点が大きな問題でした。今回の診療報酬改定はまだ不完全ですが、ようやく第1歩を踏み出しました。この制度の運用方法は、今後も少しずつ変更される可能性があります。

[北大皮膚科ホームページトップへ](#)

【関連団体ホームページ】

日本皮膚科学会: <http://www.dermatol.or.jp/>

表皮水疱症友の会: <http://www.ne.jp/asahi/eb-japan/com/>